

令和7年度

登録事業B
事業計画書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和7年度 登録事業B 事業計画

概 要

コロナ禍に大きく減少したタクシー運転者も神奈川県ではタクシー事業者が採用活動に注力してきた成果が表れ、着実に増加しています。

コロナ以前の運転者数にはまだまだ遠い状態ではありますが、若年層の採用に力を入れている事業者も増えていることからタクシー運転者の高齢化には歯止めがかかったように見受けられ、緩やかにではありますが平均年齢は下がってきています。

ただし、新規運転者の増加は見られるものの退職者の多い状況に変わりがない点については、一考する余地がありそうです。

運転者登録事務では窓口における申請者の利便に努めるとともに、引き続き登録等申請に関する事業者への周知を図り、講習においてはタクシー運転者としての資質の向上を図る講習を行います。

また、手続き等については適切に対応し、申請及び受講が円滑に進められるよう努めます。

令和7年2月28日現在の運転者証交付数は4,420件となっており、令和6年3月31日からの交付数は98件の増加となっています。

労働者の流入においてタクシー事業者の積極的な採用活動は続いていますが、令和6年度の受講者には令和5年度末の待機者も多く含まれているため、令和7年度の新規講習の受講者数については令和6年度より減少するものと考えます。

新規運転者の登録数も、新規講習受講者数とほぼ同等と考えます。

これらをふまえ、登録申請者数及び新規講習受講者数は令和6年度より減少すると見込んで令和7年度の事業計画を策定しました。

1. 運転者登録事務

運転者登録事務のうち、運転者証訂正件数は運転者登録原簿における運転免許証有効期限年月より推定し算出し、事業者乗務証訂正件数は個人タクシー帳簿より推定し算出したが、その他の件数については令和6年度の実績予測に加え、講習の実施を含めて他の要因も考慮して算出し、令和7年度の事業計画を策定した。

また、窓口業務における利便や申請者への対応およびマナーの向上を図るとともに、申請書類の不備や添付書類の不足などによる事務処理の滞りを防ぐべく、タクシー事業者への周知に努める。

新デザインの運転者証及び事業者乗務証の正しい表示方法の周知にも引き続き努める。

(1) 運転者登録事務 主要項目（手数料対象項目）

① 登録申請

登録申請件数は、令和7年度の講習受講予定者数より推定して新規登録を545件、再登録を5件と見込んで、計550件とした。

② 運転者証交付申請

運転者証交付件数は、令和6年度の実績見込件数より推定した会社間移動件数90件に①の登録件数550件を加えて、計640件とした。

③ 運転者証訂正申請

運転者証訂正件数は、令和7年度の運転免許証の更新予定者を、運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出して1,000件とした。

④ 運転者証再交付申請

運転者証再交付件数は、令和6年度の実績見込件数より推定して35件とした。

⑤ 原簿の謄本交付及び閲覧申請

謄本交付件数は、令和6年度の実績見込件数より推定して5件とした。

⑥ 業務経歴証明書交付申請

業務経歴証明書交付件数は、令和6年度の実績見込件数より推定して1件とした。

⑦ 事業者乗務証交付申請

事業者乗務証交付件数は、譲渡譲受認可の令和6年度の実績見込件数より推定して12件とした。

⑧ 事業者乗務証訂正申請

事業者乗務証訂正件数は、令和7年度の運転免許証の更新予定者を、個人タクシー帳簿の運転免許証有効期限年月から算出して70件とした。

⑨ 事業者乗務証再交付申請

事業者乗務証再交付件数は、令和6年度の実績見込件数より推定して1件とした。

(2) その他の登録事務取扱件数

令和7年度の主要項目以外の計画件数については、令和6年度の実績見込件数を参考として算出した。

ただし、運転免許証の有効期限の変更については運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出した。

1. 主要項目(手数料対象項目)

項 目	件 数
登 録 申 請	550
運転者証交付	640
運転者証訂正	1,000
運転者証再交付	35
原簿の謄本交付及び閲覧	5
業務経歴証明書交付	1
事業者乗務証交付	12
事業者乗務証訂正	70
事業者乗務証再交付	1
合 計	2,314

2. その他の取扱件数

項 目	件 数
登 録 消 除	450
登 録 取 消	1
【登録事項の変更】	
運転免許証の有効期限	1,000
氏名・住所・免許証番号	125
運転者の移動	90
事業者の名称・住所	30
運転者証の返納	580
その他	1
合 計	2,277

2. 講習業務

新規講習受講者数は令和6年度の実績見込より推定し、地理のみの受講者を含む550名を見込んで事業計画を策定した。

新規講習は、タクシー運転者として必要な知識を習得させることを目的として行うとともに、受講者の意識を向上させ資質を高めることにも注力し、「法令」「安全」「接遇」「地理」についての受講に効果測定を加えた課程により実施する。

タクシー事業者の積極的な採用活動によって増加した新規講習受講者が速やかに講習を受けることができるよう努める。

また、受付業務における利便の向上に努めるとともに、タクシー事業者がキャリア形成助成金の交付を円滑に受けることができるよう協力する。

(1) 新規講習受講予定者数

- | | |
|---------|------|
| ・全科目受講 | 520名 |
| ・地理のみ受講 | 30名 |

(2) 新規講習の内容

① 法令

道路運送法や道路交通法をはじめ、タクシー運転者が適正に乗務するために知っておくべき関係法令について、幅広く知識を習得させることができるよう講習を実施する。

法令の改正には速やかに対応し、テキストの改編を行う等により講義に反映させる。また、分かり辛い事項については正しい理解がされるよう、かみ砕いて説明を行う。

② 安全

タクシー運転者はプロのドライバーとして、乗客を安全に目的地まで輸送することが最も大切な使命のひとつである。

最新の地域における交通事故の発生状況などを紹介し、交通事故発生状況を踏まえ、危険を察知して回避できるような知識を身につけ、安全運転での営業を確実にを行うことができるよう講習を実施する。

過労運転の防止等の健康管理に加え、飲酒運転及び薬物使用の防止を徹底させるべく、運転者としての意識を高めるよう図る。

③ 接遇

挨拶、言葉遣い、身だしなみなどの基本的な接客に加え、タクシー営業中に発生しやすい問題について当センターに寄せられた苦情事例を示し、良質なサービスの提供に繋がるよう講習を実施する。

接客・接遇に対する理解をより深める為に専門講師による講習を行うとともに、高齢者や障害者の方の多様なニーズや特性を理解し介助技能の向上を図る為、当センターがユニバーサルドライバー研修実施機関となり、外部機関の活用により交通バリアフリー対応の講習（UD 研修と同一内容）を実施する。

④ 地理

基本的な地理・地名及び施設等を把握させ、道路との関連や経路の選択など、タクシー運転者に必要な知識を習得できるよう講習を実施する。

カーナビや地図アプリ等が普及していることから、これらを使用する際の注意点や確認事項について触れ、目的地等の設定ミスや適切でない経路の選択によるトラブルの発生を防ぐべく内容を取り入れる。

(3) 新規講習時間表

時間	1日目	2日目	3日目
9:00～10:00	接 遇 ① (交通バリアフリー)	法 令 ①	地 理 ①
10:00～11:00	接 遇 ② (交通バリアフリー)	法 令 ②	地 理 ②
11:00～12:00	接 遇 ③ (交通バリアフリー)	接 遇 ⑧	地 理 ③
12:00～13:00	昼食、休憩	昼食、休憩	<i>効果測定 (法令・安全・接遇・地理) 講習修了証 交付</i>
13:00～14:00	接 遇 ④ (交通バリアフリー)	接 遇 ⑨	—
14:00～15:00	接 遇 ⑤ (交通バリアフリー)	安 全 ①	—
15:00～16:00	接 遇 ⑥ (交通バリアフリー)	安 全 ②	—
16:00～17:00	接 遇 ⑦ (交通バリアフリー)	安 全 ③	—

※ 1時間に10分間の休憩を含む。

※ 1日目は外部会場にて実施し、2日目・3日目はセンター研修所にて実施する。

※ 1日目もしくは2日目・3日目の講習は、日を分けて（2回に分けて）実施する
場合がある。

※ 斜体字「効果測定・講習修了証 交付・試験の説明」は講習時間に含まない。

3. 会議

タクシー運転者登録等事務及び講習業務の遂行にあたり、次の通り会議を開催し業務運営を推進する。

- ・登録諮問委員会 2回